

平成27年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P154	第7 諸手当 2 特殊勤務手当	<p>図書館や公民館など、日曜日にも勤務する必要のある職場の職員について、休日が特定されていない特殊な勤務体系であることを理由に支給されている。</p> <p>しかし、日曜日に休めないだけで、平日に休日設定されて休んでいるのであって、また、民間には存在しない手当であり、特殊勤務手当の要件である「著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に当たらないと判断できる。理由がない手当であって、廃止されるべきである。</p>	人事課	平成29年度から廃止しています。	措置済

(公表日：平成29年8月30日 通知日：平成29年8月2日法第26号)